

第4章 実施すべき施策

目指すべき将来像の実現に向けて、実施すべき施策を示します。

1. 環境形成

- (1)自転車通行空間等の計画的な整備推進
 - ①自転車通行空間等の整備
 - ②自転車通行空間を安全・適正に利用するための各種対策の推進
- (2)総合的な駐車施策の推進
 - ①路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの確保
 - ②路上駐停車需要への対応
 - ③違法駐車の重点的な取締り
 - ④駐車監視員による放置車両の確認
- (3)自転車シェアリングの普及促進
 - ①広域利用の推進
 - ②サイクルポート用地確保の支援
 - ③鉄道・バス等の公共交通との連携強化
 - ④安全利用の促進
- (4)地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
 - ①ニーズに対応した自転車駐車場の整備
- (5)放置自転車対策の推進
 - ①放置自転車対策の広報・啓発
- (6)まちづくりと連携した総合的な取組の実施
 - ①まちづくりと連携した自転車施策の推進
 - ②自転車の速度抑制による自転車にも優しいまちづくり
 - ③無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
- (7)多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進
 - ①新しい日常に対応した自転車通勤等の環境整備・促進
 - ②新たなモビリティへの対応

2. 健康増進

- (1)サイクルスポーツ振興の推進
 - ①海上公園の有効活用による身近なスポーツ環境の創出
- (2)健康づくりの推進
 - ①健康増進の広報啓発
- (3)自転車通勤等の促進
 - ①自転車通勤の広報啓発
 - ②地方公共団体の庁舎における自転車駐車場の整備
 - ③民間事業者における自転車駐車場の整備



3. 観光振興

---- (1)国際的なサイクリング大会等の開催

- ① 国際的なサイクリング大会等の開催
- ② サイクリングイベント等の広報周知

---- (2)サイクリング環境の創出

- ① サイクリング環境に関する情報提供
- ② 自転車マップの更新・充実

---- (3)観光への自転車の活用

- ① 観光への自転車の活用

4. 安全・安心

---- (1)安全性の高い自転車普及の促進

- ① 自転車の積載制限に関する啓発

---- (2)自転車の点検整備の促進

- ① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

---- (3)自転車の安全利用の促進

- ① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
- ② 交通安全意識、ルール・マナー向上を図る広報啓発
- ③ ヘルメット等の安全対策器具の広報啓発
- ④ 自転車損害賠償保険等への加入促進
- ⑤ 自転車運転者講習制度の着実な運用
- ⑥ 交通安全教育に必要な知識の習得
- ⑦ 高齢者向けの安全教育の推進
- ⑧ 行政職員のルール遵守
- ⑨ 自動車運転者等に対する教育の実施
- ⑩ 事業者における安全教育の推進
- ⑪ 自転車利用者に対する指導・取締り活動の推進
- ⑫ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
- ⑬ 歩行者保護の意識を醸成する啓発活動の推進

---- (4)学校における交通安全教育の推進

- ① 交通安全教室の開催
- ② 通学路及びその周辺の安全点検の実施

---- (5)災害時における自転車の活用

- ① 災害時における自転車の活用

第4章における凡例

第4章においては施策を以下の3つに分けて表記します。

継続実施 …既存計画・事業に基づき、引き続き実施する施策

新規実施 …新たに実施する施策

積極的な取組み …第3章に挙げた施策

1 環境形成～様々な場面で自転車が利用される将来～

(1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進

① 自転車通行空間等の整備

- 「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づき、誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、車道の活用を基本として自転車レーンなど、地域の道路事情に応じた整備形態により整備を進めます。継続実施 積極的な取組み
- 自転車通行空間をネットワーク化することが重要であることから、国、都、区市町村が連携し、連続した自転車通行空間の整備を推進します。継続実施 積極的な取組み
- 様々な機会をとらえ、区市町村の自転車活用推進計画策定を働きかけ、自転車ネットワークの形成やニーズに対応した自転車駐車場整備等を促進します。新規実施



普通自転車専用通行帯(調布市松原通り)



車道混在(江戸川区平和橋通り)

図 4-1 車道を活用した整備形態



自転車歩行者道(構造的分離)(江東区台場青海線)



自転車歩行者道(視覚的分離)(港区海岸通り)

資料：建設局

図 4-2 歩道を活用した整備形態

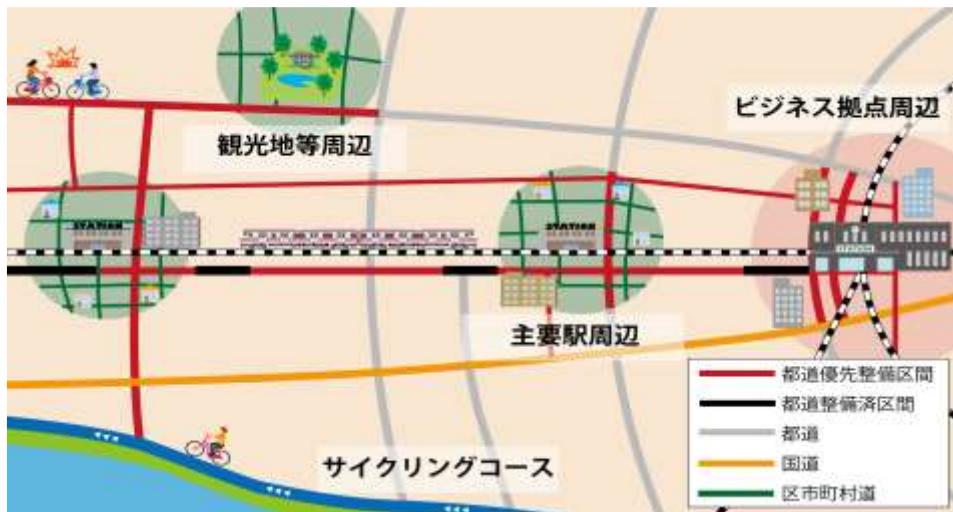


図 4-3 自転車通行空間の整備方針に基づいた将来イメージ(再掲)

資料：建設局

■東京都自転車通行空間整備推進計画

都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、自転車交通量が多く事故の危険性がある区間など約250kmを「優先整備区間」に選定しました。

2030年度に向けて、整備済延長と合わせて、都道における整備延長を累計約565kmの整備に取り組みます。

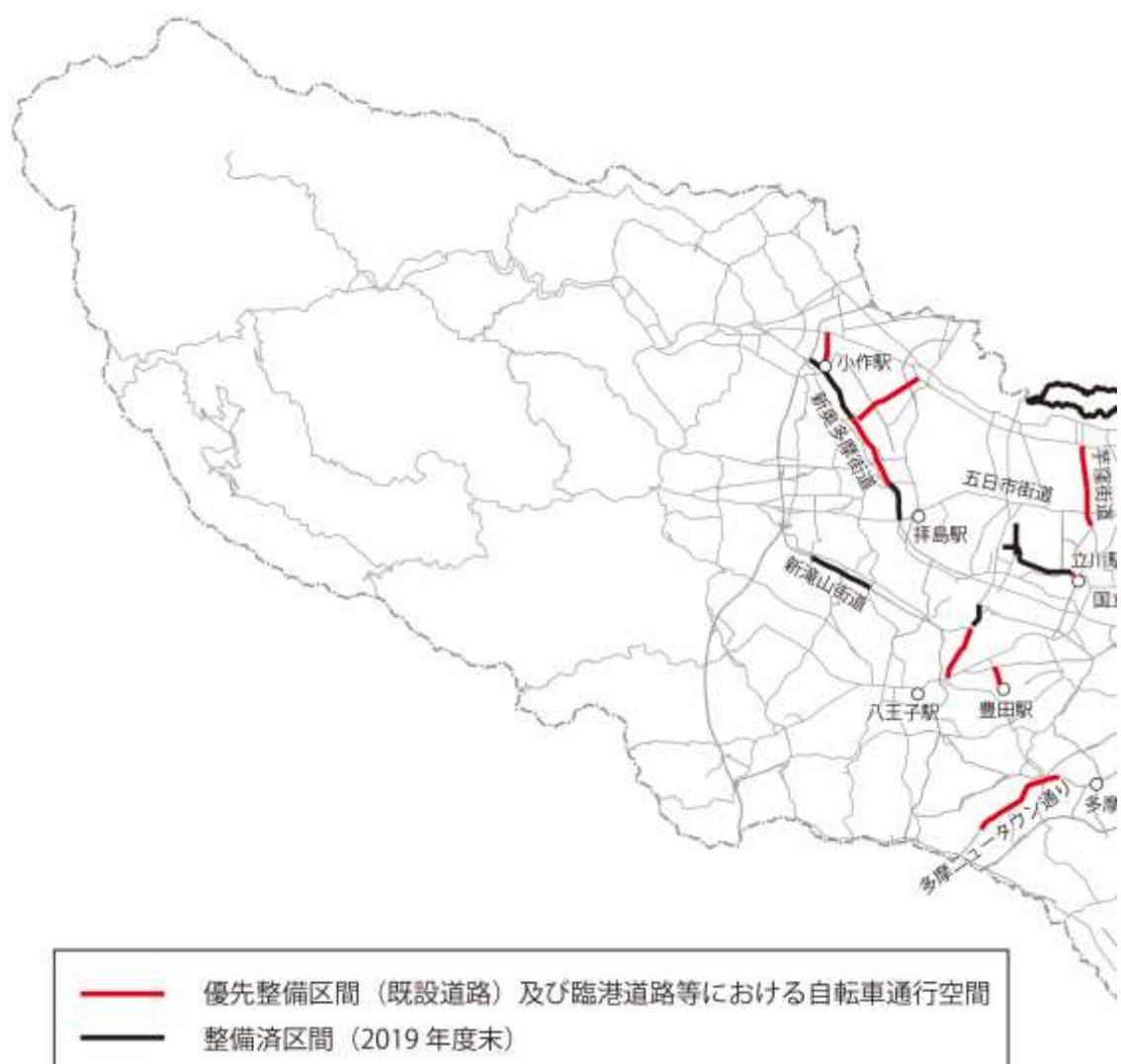
■臨港道路等における自転車通行空間の整備について

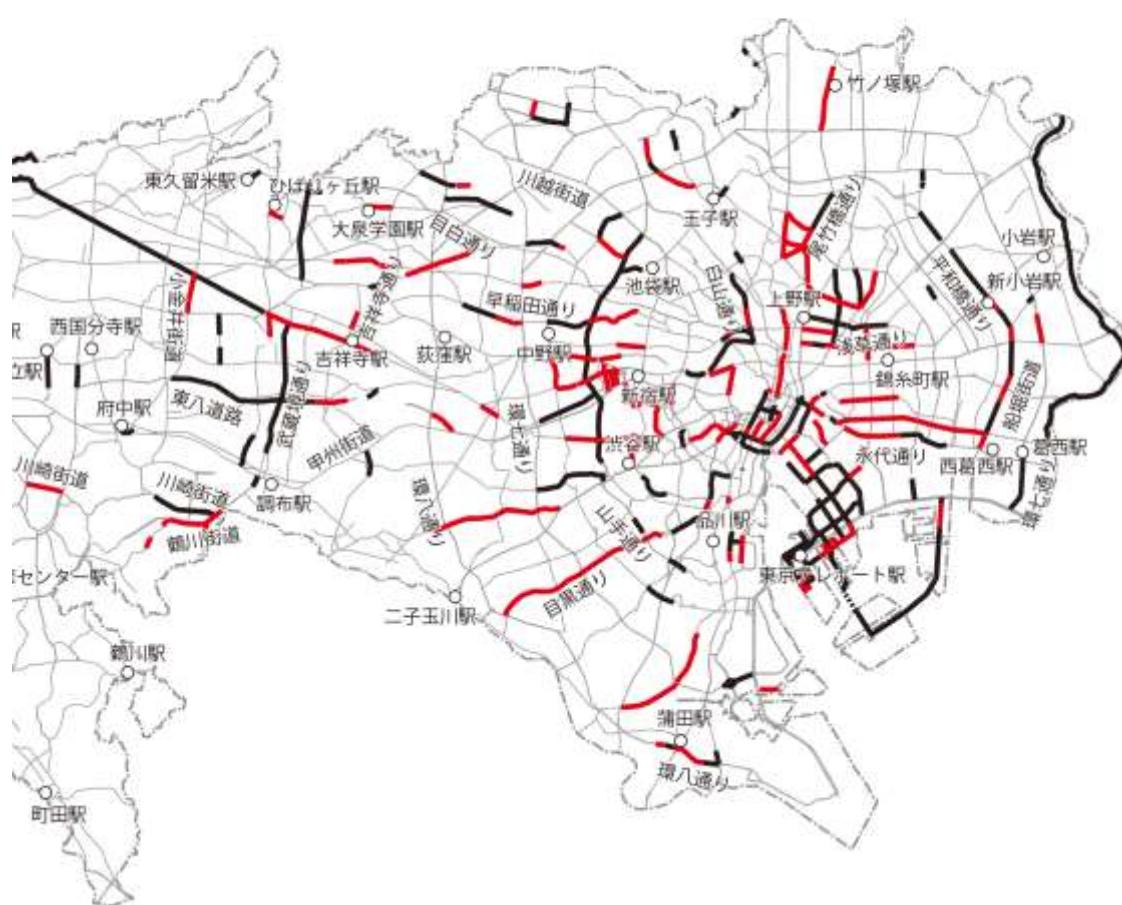
2030年度に向けて、整備済延長と合わせて、臨港道路等における整備延長を累計約45kmの整備に取り組みます。

「(1) 自転車通行空間の計画的な整備推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間	305km (2019年度)	約565km	2030年度
	自転車通行空間の臨港道路等	26km (2019年度)	約45km	2030年度
区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	49区市	2030年度

■ 東京都自転車通行空間整備推進計画における優先整備区間等（案）





② 自転車通行空間を安全・適正に利用するための各種対策の推進

- 路面表示や自転車ピクトグラムについては、自転車利用者やドライバー等に誤解を与えないようにわかりやすい誘導・案内を行うため、統一されたデザインにより通行位置や進行方向を示します。 継続実施 積極的な取組み



図 4-4 自転車ナビマーク・自転車ナビラインの形状と自転車歩行者道における表示

- 生活道路における歩行者・自転車利用者の交通事故防止のために、道路標識の超高輝度化等の整備等の各種交通事故対策を推進します。 継続実施 積極的な取組み
- 自転車関連事故を防止するため、交差点における一時停止や正しい通行方法を促す交通安全対策を推進します。 新規実施



(2) 総合的な駐車施策の推進

① 路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの確保

- 路上での荷捌き行為を解消するため、駐車場事業者の協力を得て、コインパーキングを活用した「荷捌き可能駐車場」を確保します。継続実施
- 駐車対策の基本的な考え方やその対策事例をまとめた「総合駐車対策マニュアル」に基づき、区市町村と連携して、自転車通行空間確保にも資する総合的な駐車対策を実施します。継続実施



図 4-5 荷捌き可能駐車場

- 都内総合駐車場案内サイト「s-park」を活用し、「荷捌き可能駐車場」の位置や満空情報等の利用案内を実施します。継続実施



図 4-6 都内総合駐車場案内サイト「s-park」

資料：都内総合駐車場案内サイト「s-park」

- 駐車場地域ルール※検討などの機会をとらえ、共同荷捌きスペースの整備など、路上駐車の削減に向けた技術的助言を実施します。継続実施
- ※ 駐車場地域ルールとは、東京都駐車場条例による一律の附置義務駐車場の整備ではなく、各地区の特性に応じた駐車施設の附置に関するルールを定めたもの。

② 路上駐停車需要への対応

- 道路状況・沿道状況を踏まえ、整備空間が確保できる区間については、交通規制の工夫も合わせ、路上駐停車の影響を受けない自転車通行空間の整備を図ります。継続実施



図 4-7 国道 15 号(第一京浜)

※自転車通行空間の左側に貨物車用駐車ベイを設置



図 4-8 都道 301 号(白山通り)

※普通自転車専用通行帯の右側に駐車枠を設置



(撤去前)



(撤去後)

図 4-9 普通自転車専用通行帯の整備事例

資料：一般社団法人東京駐車協会ホームページ

※ 利用率の低いパーキング・メーターを撤去



違法駐車をなくすためには

ドライバーの方へ

駐車場を利用しましょう（行き先地の駐車場を確認しましょう）

- ・四輪車の方は

□ [S-park \(外部サイト\)](#)
都内駐車場案内 公共財団法人 東京都道路整備保全公社

- ・二輪車の方は

□ [S-park for riders \(外部サイト\)](#)
都内時間貸オートバイ駐車場案内 公益財団法人 東京都道路整備保全公社

- ・パーキング・メーター、パーキング・チケットを利用しましょう

▶ [パーキング・メーター](#)

運送業者の方へ

- ・荷物の積み下ろしは、駐車施設、荷捌き場を利用しましょう
- ・貨物用パーキング・メーターを利用しましょう
- ・タクシーの客待ちは指定された場所で行いましょう

□ [S-park \(外部サイト\)](#)

商業施設関係者の方

- ・荷受け時間が集中しないようにしましょう
- ・荷捌き場所や来店者用の駐車場所を確保しましょう

図 4-10 WEB での違法駐車抑止のための広報啓発活動

③ 違法駐車の重点的な取締り

- 自転車の車道通行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等の設置路線を重点路線等に指定します。
継続実施 積極的な取組み
- 「取締り活動ガイドライン」に沿った指導取締りをはじめ、地域交通安全活動推進委員の方々や関係機関・団体等と協力して、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、放置駐車等の追放対策を推進します。継続実施

④ 駐車監視員による放置車両の確認

- 駐車監視員を活用し、放置駐車を行った者又は放置車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進します。継続実施

(3) 自転車シェアリングの普及促進

① 広域利用の推進

- 近年、地域の交通手段として利用が拡大している自転車シェアリングの一層の普及を図るため、複数事業者等との連携の下、広域利用を推進します。

新规实施

積極的な取組み



図 4-11 自転車シェアリング実施自治体 MAP(2021 年 1 月)



② サイクルポート用地確保の支援

- 自転車シェアリングの普及に不可欠なサイクルポートの拡充のため、公有地等における用地確保について、自転車シェアリング事業に取り組む自治体を支援します。継続実施



図 4-12 サイクルポートの設置例(東京テレポート駅前)

③ 鉄道・バス等の公共交通との連携強化

- 公共交通機関との連携を図るため、鉄道事業者等に駅周辺へのサイクルポート設置の協力を働きかけるとともに、駅等における自転車シェアリングの案内サイン設置に向け、自転車シェアリング事業を実施する自治体と連携して取り組みます。また、中長期的には、MaaSによる複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境を構築します。継続実施 積極的な取組み



図 4-13 自転車シェアリングの案内サイン例

◆ マルチモビリティステーション

BRTをはじめ、路線バスや、コミュニティサイクルなどを出入りできる複合的なターミナルとして整備します。



図 4-14 マルチモビリティステーション

資料：東京都

④ 安全利用の促進

- 自転車シェアリングの安全な利用を促すため、自治体等と連携して、交通ルールや自転車の安全利用について周知します。 継続実施



(日本語版)

(英語版)

図 4-15 リーフレット「自転車シェアリングの安全で快適な利用案内」



- 自転車シェアリングの利用者に対して、自転車貸付事業者や行政※等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。そのうち、電動アシスト自転車の利用者に対しては、法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。継続実施
- 行政※は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。また、業界団体と連携して、自転車貸付事業者に対して安全利用や交通事故に関する情報を提供することなどにより、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。継続実施

※ 行政とは、東京都、警視庁、国及び区市町村を示す。

「(3) 自転車シェアリングの普及促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19 区 7 市 (2021 年 1 月)	自治体数の増加	2030 年度

(4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進

① ニーズに対応した自転車駐車場の整備

- 交通安全施設等整備事業を活用して、国庫補助、都補助等により区市町村の都市計画自転車駐車場等の整備を促進します。継続実施 積極的な取組み



図 4-16 中野四季の森公園地下自転車駐車場

- 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「自転車安全利用条例」とします。）及び東京都自転車安全利用推進計画に基づき、顧客等による自転車の駐車需要を生じさせている事業者や自転車通勤を認めている事業者による自転車等の駐車場所の確保等の取組を推進します。継続実施
- 自転車駐車場の整備にあたっては、駅前の長時間、商業施設・配達先の短時間等のニーズ、サテライトオフィス・シェアオフィスへの対応、自転車ネットワークや観光拠点との整合を勘案し、利用環境に配慮した駐車場となるよう区市町村に働きかけます。継続実施 積極的な取組み
- 自転車駐車場の整備に関し、公有地等における用地確保、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。また、鉄道事業者は、行政から自転車駐車場の設置に協力を求められたときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき積極的に協力します。継続実施
- 各種業界団体等を通じて、自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、自転車駐車場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による自転車駐車場の整備を促します。継続実施



「(4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
区市版自転車活用推進 計画の策定促進	区市版自転車活用推進 計画の策定促進	2 区市 (2021 年 1 月)	49 区市	2030 年度

(「(1)自転車通行空間の計画的な整備推進」に関する指標再掲)

(5) 放置自転車対策の推進

① 放置自転車対策の広報・啓発

- インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の自転車駐車場の情報を提供することにより、自転車利用者による自転車駐車場の利用を促進します。

○ 継続実施

都が把握している事業者等による取組

- ヤフー株式会社
Yahoo!JAPANが提供する「Yahoo！ロコ」において、パソコンやスマートフォンを使った検索、ルート案内等が可能（平成25年4月1日から）
- バイオニア株式会社
サイクルナビゲーション"ポタナビ"において、地図上の表示、検索、詳細情報表示等が可能（平成25年4月1日から）
- 株式会社ゼンリン
練馬区住宅地図（書籍）から順次駐輪場を反映（平成25年5月上旬から）
- 株式会社ナビタイムジャパン
スマートフォン向けアプリケーション“自転車NAVITIME”等において、駐輪場の検索、ルート案内等が可能（平成25年5月20日から）
- イサナドットネット株式会社
スマートフォン向けアプリケーション“駐輪場検索－東京都版－”において、駐輪場の検索、ルート案内等が可能（平成25年5月21日から）
- 電気通信大学大学院（大須賀研究室）
駐輪場と放置自転車を同時に確認することができる「放置自転車マップ」において、都が提供する駐輪場情報を活用

公開データ

▶ 駐輪場情報（CSVファイル、最終更新日：令和2年11月18日）

※顧客向け駐輪場等の利用者が限定されているもの以外の駐車場で、都が区市町村を通じて把握した公営・民営の駐輪場の情報を提供しています。駐輪場の箇所の追加や利用条件等の情報の更新は、隨時行います。

図 4-17 自転車駐車場情報の提供

資料：自転車駐輪場情報の提供（都民安全推進本部）

- 駅周辺における自転車等の放置台数や収容台数等について調査を実施し、結果をとりまとめ公表することで区市町村等の放置自転車対策に役立てます。また、放置自転車対策の規制、撤去、処分や自転車等駐車場の整備の現況等について、区市町村、関係団体等に情報提供を行います。○ 継続実施



- 放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。継続実施
- 行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。継続実施
- 放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。継続実施



図 4-18 キャンペーンのポスター、広報動画

「(5) 放置自転車対策の推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	23,322 台 (2019 年度)	15,000 台以下	2025 年度

(6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

① まちづくりと連携した自転車施策の推進

- 官民が一体となった大規模再開発等のまちづくりを検討する際、居住者・来訪者、歩行者、自転車、自動車の誰もが快適・安心に過ごせるように、自転車通行空間や自転車駐車場に配慮した計画となるよう支援します。継続実施 積極的な取組み



図 4-19 晴海五丁目西地区整備イメージ

② 自動車の速度抑制による自転車にも優しいまちづくり

- 自動車の走行速度を 30 キロメートル毎時以下に抑制するゾーン 30 の整備等の生活道路対策を推進し、自転車が安全に通行できる環境整備を行います。

継続実施 積極的な取組み



図 4-20 ゾーン 30 の対策イメージ

資料：警視庁



③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

- 無電柱化事業に合わせて自転車通行空間の確保が可能な場合は、自転車通行空間の整備に取り組みます。 継続実施 積極的な取組み



図 4-21 自転車通行空間の整備事例(墨田区業平、浅草通り)

※自歩道の視覚的分離による整備前後

- 「無電柱化加速化戦略」に基づき、区市町村の連続した自転車通行空間の整備に有効な路線における、無電柱化に必要な支援を検討します。 新規実施

「(6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
安全対策の実施	ゾーン 30	364 区域 (2019 年度)	460 区域	2025 年度

(7) 多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進

① 新しい日常に対応した自転車通勤等の環境整備・促進

- 「新しい日常」等の社会情勢の変化を踏まえ、利用環境の充実、安全な環境の確保を図るため、以下に示すような施策を推進します（通行空間、駐輪環境、自動車運転者に対する啓発等）。 新規実施 積極的な取組み
 - 自転車通行空間の計画的な整備推進（1-（1）を参照）
 - 自転車シェアリングの普及促進（1-（3）を参照）
 - 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進（1-（4）を参照）
 - サイクルスポーツ振興の推進（2-（1）を参照）
 - 自転車通勤等の促進（2-（3）を参照）
 - 観光への自転車の活用（3-（3）を参照）
 - 自転車損害賠償保険等への加入促進（4-（3）を参照）
- 都内企業が働き方改革等に伴い自転車通勤環境を導入する際に、融資制度による支援を行い、整備を促進します。 継続実施

② 新たなモビリティへの対応

- 新たなモビリティの進展など、今後の社会情勢の変化に対応しながら、自転車利用環境が良好に保たれるよう、制度設計を含めた必要な検討を進めます。新規実施



2 健康増進～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～

(1) サイクルスポーツ振興の推進

① 海上公園の有効活用による身近なスポーツ環境の創出

- 海上公園内にサイクリング環境を整備し、仕事帰りや休日に身近にスポーツを楽しめる環境の創出を推進します。継続実施 積極的な取組み



図 4-22 海上公園内サイクリングルートの整備

「(1) サイクルスポーツ振興の推進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019 年度)	11.5km	2024 年度

(2) 健康づくりの推進

① 健康増進の広報啓発

- 健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」において、生活習慣病の予防や生活習慣の改善を図るために、ウォーキングやサイクリング等の日常生活における習慣的な運動を呼びかける等の広報啓発を実施します。継続実施



図 4-23 とうきょう健康ステーション



(3) 自転車通勤等の促進

① 自転車通勤の広報啓発

- 従業員のスポーツ活動を推進する取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を認定する「東京都スポーツ推進企業認定制度」において、自転車通勤を推奨している企業についても「東京都スポーツ推進企業」として認定し、取組内容をホームページ等で紹介します。継続実施



(2018 年度)

(2019 年度)

図 4-24 自転車通勤を推奨している企業の例

資料：東京都スポーツ推進企業 取組事例集

② 地方公共団体の庁舎における自転車駐車場の整備

- 都の施設へ自転車で来訪される方や自転車通勤者が利用する自転車駐車場の整備について検討します。継続実施

③ 民間事業者における自転車駐車場の整備

事業者は、敷地内における自転車の駐車場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための自転車の駐車場所の確保を推進します。

継続実施 積極的な取組み

3 観光振興～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～

(1) 国際的なサイクリング大会等の開催

① 国際的なサイクリング大会等の開催

- 東京 2020 オリンピック競技大会では、都内において自転車競技（ロード、BMX
※フリースタイル、BMX レーシング）が開催予定であり、ロード（ロードレー
ス）のコースは、武藏野の森公園がスタート会場に、BMXフリースタイル及び
BMX レーシングは、有明アーバンスポーツパークが会場になっています。

継続実施



図 4-25 ロードレースコース(東京 2020 オリンピック競技大会)

※ BMX（ビーエムエックス）とは、バイシクル・モトクロスのことであり、オートバイのモトクロスの影響を受けてアメリカで誕生した競技である。



図 4-26 BMXレーシング(東京 2020 テストイベント READY STEADY TOKYO)



図 4-27 会場予定地(有明アーバンスポーツパーク)

資料 : ©Tokyo 2020

② サイクリングイベント等の広報周知

- 都民が身边に体感できる機会を創出するため、サイクリングイベント等の広報周知を行います。新規実施

(2) サイクリング環境の創出

① サイクリング環境に関する情報提供

スポーツTOKYOインフォメーション（東京都のスポーツ情報ポータルサイト）において、都立公園や区市町村のサイクリングコースの紹介を行い、都内で楽しめる場所の情報提供を実施します。 継続実施



図 4-28 サイクリングコースの紹介

資料：スポーツTOKYO インフォメーション

② 自転車マップの更新・充実

- 自転車利用者の利便性向上に向けて、自転車シェアリングのポート位置とその周辺の観光施設や自転車駐車場の位置等を記載した自転車マップを作成します。また、マップの情報更新・コンテンツ充実等、WEBやアプリ等による情報発信方法を検討します。 継続実施

「(2) サイクリング環境の創出」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	—	HP閲覧数の増加	2030年度



(3) 観光への自転車の活用

① 観光への自転車の活用

- 旅行者の観光地における快適な移動手段の一つとして、自転車に関する情報発信を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等で行います。継続実施
- 多摩・島しょ地域における観光客の移動アクセス手段の更なる充実に向けた電動アシスト自転車の活用支援など、地域で取り組む自転車を活用した観光振興を支援します。継続実施 積極的な取組み

4 安全・安心～安全・安心に自転車が通行できる将来～

(1) 安全性の高い自転車普及の促進

① 自転車の積載制限に関する啓発

- 東京都道路交通規則に示された自転車の積載制限について、周知を図ります。

○ 繼続実施

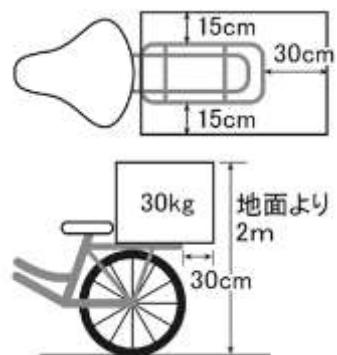


図 4-29 自転車への積載制限

資料：東京都道路交通規則より作成



(2) 自転車の点検整備の促進

① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

- 日常的・定期的に、点検整備すべき項目や方法等を示した「東京都自転車点検整備指針」に基づくホームページでの呼びかけ等により、普及啓発を図ります。継続実施
- 自転車利用者等による点検整備が行われるよう、「東京都自転車点検整備指針」で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。継続実施
- 年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行うよう、関係団体と連携し普及啓発を図るほか、自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業に取り組む区市町村を補助します。新規実施



図 4-30 日常的な点検整備のポイント

(3) 自転車の安全利用の促進

① 自転車安全利用五則^{*}の活用等による通行ルールの周知

- 自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、自転車利用者、行政、事業者、学校、保護者などの関係者による自転車安全教育を推進します。

（継続実施）



（小学生・保護者用）

（高齢者用）

（幼児の保護者用（英語版））

図 4-31 自転車安全利用リーフレット

② 交通安全意識、ルール・マナー向上を図る広報啓発

- 行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。（継続実施）



図 4-32 自転車安全利用 TOKYO キャンペーン

* 自転車安全利用五則とは、「①自転車は、車道が原則、歩道は例外」「②車道は左側を通行」「③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」「④安全ルールを守る」「⑤子供はヘルメットを着用」。



- 社会全体での自転車安全利用を推進するために、都と協定を締結した事業者・団体等や学生などのボランティアと連携し、自転車利用の実態を踏まえた安全利用を促進します。また、自転車安全利用PRセンターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。継続実施
- 東京都が実施する自転車シミュレータを活用した交通安全教室等の受講者に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成します。継続実施



自転車安全利用宣言証(表) (裏)

図 4-33 自転車安全利用宣言証

- 自転車安全利用宣言証の協賛企業等と連携し、交通安全教室等の受講者に対する特典制度の普及啓発に努め、都民が自覚して自転車の安全利用のため行動する気運を醸成します。継続実施



図 4-34 自転車安全利用協力企業用ステッカー

- 自転車の安全利用に積極的に取り組む企業の拡大を図るため、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定し、「指定書」を交付します。また、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含みます。）を通じて配達員に対する講習会を開催するなど自転車の安全利用を促進します。継続実施
- 事業者に対する指導や各種キャンペーンを通じ、自転車通勤・シェアリング利用者・宅配等、ライフスタイルの変化による新たな自転車利用者層・利用形態に対する啓発活動を推進します。新規実施 積極的な取組み

③ ヘルメット等の安全対策器具の広報啓発

- 自転車用ヘルメット着用の促進を図るため、ポスターやインターネット等を活用した広報啓発活動を実施し、社会全体におけるヘルメット着用の気運醸成を図ります。継続実施



図 4-35 ヘルメット着用啓発リーフレット

- 行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの自転車事故発生件数が多い高校生や、死者数の多い高齢者への更なる周知・啓発の強化を図ります。継続実施 積極的な取組み



- 学校等と連携して高校生に対するヘルメット着用のルール化の促進や対象に応じた媒体を活用した啓発により、ヘルメット等の着用を促進します。また、リーフレットやDVD等の視聴覚教材をホームページに掲載するなどして、事業者の業務や通勤で自転車を利用する従業者等に対するヘルメット着用促進を支援します。新規実施

④ 自転車損害賠償保険等への加入促進

- 自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額の賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、自転車安全利用条例及び東京都自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険への加入等を推進します。特に自転車通勤・通学・事業利用等の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな需要に対応した保険加入の啓発、企業・学校と連携した周知を図ります。継続実施 積極的な取組み

⑤ 自転車運転者講習制度の着実な運用

- 自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。継続実施

⑥ 交通安全教育に必要な知識の習得

- 保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。継続実施
- 事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの講習会を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。講習会の開催に当たっては、リモートでの開催を行うなどにより、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても受講しやすい環境を整えます。また、警視庁と連携して自転車安全利用モデル企業や自転車安全利用推進事業者など社内での自転車安全利用に取り組む事業者の拡大を図ります。継続実施

- 自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービス事業者の団体と連携して、交通ルールやマナーなど必要な情報や教材の提供や、自転車月間等の機会をとらえた自転車の安全利用に係る啓発活動等を行います。新規実施



図 4-36 自転車安全利用 TOKYO セミナー

⑦ 高齢者向けの安全教育の推進

- 老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、重大事故につながりやすい高齢者向けの安全対策を検討します。継続実施 積極的な取組み
- 高齢者を対象とした区市町村主催の交通安全イベント等において、自転車シミュレータを活用した交通安全教室を開催します。また、運転免許返納者を始めとした高齢者を対象に、事故情報の提供や交通ルールに関する講義、電動アシスト自転車体験など実技を組み合わせた講習会の開催や自転車の安全利用に関する情報提供を行います。新規実施 積極的な取組み



図 4-37 高齢者向け自転車安全利用講習会

⑧ 行政職員のルールの遵守

- 業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。継続実施

⑨ 自動車運転者等に対する教育の実施

- 自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えます。継続実施
- 貨物車等を利用する事業者に対し、車両の死角の確認等の安全対策を推進するよう働きかけます。新規実施

⑩ 事業者における安全教育の推進

- 事業者による従業員への自転車安全教育が広く推進されるよう、従業員の自転車安全利用に関する事業者の責任、自転車に関する交通ルールや効果的な安全教育の方法等を内容とした事業者向け自転車安全利用研修用動画の活用を促進とともに、各主体の取組が普及、定着するよう、講習会を開催します。継続実施 積極的な取組み
- 自転車安全利用に係る責任者や教育担当者（以下「自転車安全利用推進者」といいます）を選任した事業者をホームページに掲載するとともに、研修講師の派遣など従業者に対する教育を支援します。継続実施

⑪ 自転車利用者に対する指導・取締り活動の推進

- 交通ルール・マナーを守らない自転車通行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。また、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。継続実施 積極的な取組み
- ライフスタイルの変化による新たな自転車通勤者やデリバリー等の自転車利用者の通行状況など、地域の実情に応じた街頭活動を実施するとともに、交通ルール・マナーを守らない自転車通行に対しては、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した指導警告を推進します。また、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては、交通切符による取締りを実施します。継続実施

⑫ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

- 一般財団法人東京都交通安全協会と連携して、地域交通安全協会、地域事業者等のボランティアを対象とした「自転車安全教育指導員養成講習」を開催して指導者を養成し、地域、事業所等における自転車安全利用の指導・啓発活動を促進します。継続実施
- 警視庁等と連携し、自転車利用者に対して安全利用に関する街頭での啓発に取り組みます。継続実施

⑬ 歩行者保護の意識を醸成する啓発活動の推進

- 自転車と歩行者が安全に通行できるよう自転車利用者に対して歩行者保護の意識を醸成する各種啓発活動を推進します。新規実施

「(3) 自転車の安全利用の促進」に関する指標

施策	指標	現況値	目標値	目標年度
自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2019年)	18人以下	2025年
	自転車関連事故件数	11,874件 (2019年)	7,000件以下	2025年



(4) 学校における交通安全教育の推進

① 交通安全教室の開催

- 学校において、幼児・児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、参加・体験・実践型の安全教室^{※1}（自転車シミュレータ、交通公園の活用等）を警視庁と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。継続実施 積極的な取組み

② 通学路及びその周辺の安全点検の実施

- 教育委員会、警察、道路管理者、保護者及び地域住民が連携して、通学路及びその周辺における定期的な交通安全点検等を行うことによって、通学児童の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組を進めます。特に近年増加傾向にある自転車事故に対して、区市町村・教育機関等の関係者と協働での対策強化を実施します（自転車事故増加要因の情報共有、合同点検・対策検討等）。継続実施 積極的な取組み
- 通学路以外についても、地域と協力して、道路交通環境の点検・見える化の実施を支援します。継続実施

(5) 災害時における自転車の活用

① 災害時における自転車の活用^{※2}

- 災害時における職員の参集に当たっては、電車等の公共交通機関の利用が困難となることが見込まれるため、状況に応じて自転車も活用し、各職員が最も早く到着可能な手段により参集します^{※2}。継続実施

※1 参加・体験・実践型の安全教室とは、 Stanton Man が自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室、街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した交通安全教室などをいいます。

※2 都内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合に実施される交通規制について、自転車は、環状第 7 号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外（ただし、災害発生直後の第一次交通規制における「緊急自動車専用路」及び第二次交通規制における「緊急交通路」上は通行禁止）。